

京 都 大 学 財 務 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 京都大学の財務に係る次の各号に掲げる事項について、役員会の諮問に応じるため、財務委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(1) 予算の作成、執行及び決算に関すること。 (2) 中・長期に渡る財務計画に関すること。 (3) 資金調達、受入方法及び運用に関すること。 (4) 資産管理に関すること。 (5) その他財務に関すること。</p> <p>（中 略）</p> <p>第7条 担当理事は、委員会における審議経過を役員会に説明するとともに、役員会が諮問を行う場合、当該諮問事項の概要その他必要な事項を部局長会議及び必要に応じて経営協議会若しくは教育研究評議会に報告するものとする。</p> <p>（後 略）</p>	<p>第1条 京都大学の財務に係る次の各号に掲げる事項について、<u>総長又は役員会</u>の諮問に応じるため、財務委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) }</p> <p>第7条 担当理事は、委員会における審議経過を<u>総長又は役員会</u>に説明するとともに、<u>総長又は役員会</u>が諮問を行う場合、当該諮問事項の概要その他必要な事項を部局長会議及び必要に応じて経営協議会若しくは教育研究評議会に報告するものとする。</p> <p>附 則（令和6年達示第59号） この規程は、令和6年10月1日から施行する。</p>